

新型コロナウイルス感染症対策に係る保健福祉部の取組（令和6年5月）  
における振り返りに関する行動計画への反映

【 資 料 2 】  
宮城県感染症対策委員会  
令和6年12月13日

※1：有識者の所属・役職は執筆当時 ※2：再掲した行動計画の記載項目はグレー網掛けで表示。

保健福祉部の取組（有識者提言、主な課題・今後の教訓）			宮城県新型インフルエンザ等対策行動計画（案）			
頁	振り返り	課題・意見等（要旨）	頁	項目	記載内容 （●政府計画と同様 ◎県独自 ○一部独自 △今後記載 ×記載しない）	
29	Ⅲ-1-(1) 相談体制の充実	・感染拡大時、自宅療養者の急増時には職員不足、感染収束期には人員の余裕が生まれる等、適切な人員体制構築が困難であり相談件数が急増した際も順次、回線の増築やスタッフの確保を行い、速やかに体制を拡充する必要がある。	105	第3部 第11章 保健 第1節 準備期（2） 1-5 DXの推進	◎	県は、これまでの新型コロナ対応を踏まえ、国で推進する医療DXの取組と連携し、各種対応のDXを推進し、効率的に業務を遂行できる体制づくりに努める。
			113	第3部 第11章 保健 第3節 対応期（2） 3-3-1-1 迅速な対応体制への移行	○	また、県及び仙台市は、必要に応じて、交替要員を含めた人員の確保のため、応援職員の派遣、市町村に対する応援派遣要請、IHEAT要員に対する応援要請の他、必要に応じて外部委託等を行う。
32	Ⅲ-1-(2) 検査体制の整備	・診療・検査医療機関の新規指定について、院内の感染対策や発熱患者の受入れが難しい医療機関もあった。平時から、新興感染症の発生を想定し、検査を実施する医療機関の拡充に努める必要がある。	80	第3部 第8章 医療 第1節 準備期（2） 1-2. 予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制の整備	●	県は、予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制の目標値を設定するとともに、地域の医療機関等の役割分担を明確化し、新型インフルエンザ等の発生時における医療提供体制を整備する。県は、予防計画及び医療計画に基づき、医療機関との間で、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する協定を締結する。
32	Ⅲ-1-(2) 検査体制の整備	・感染拡大時は患者数の増大に対し受診枠の拡充が追いつかず、速やかに診察を受けられない状況が常態化した。改正感染症法に基づく協定等に基づき、多くの医療機関にアセスメント受診対応への協力を促す必要がある。				
32	Ⅲ-1-(2) 検査体制の整備	・診療・検査医療機関の新規指定について、院内の感染対策や発熱患者の受入れが難しい医療機関もあった。平時から、新興感染症の発生を想定し、検査を実施する医療機関の拡充に努める必要がある。	95	第3部 第10章 検査 第1節 準備期（2） 1-1. 検査体制の整備	●	県及び仙台市は、予防計画に基づき、地方衛生研究所等や検査等措置協定を締結している民間検査機関等における検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状況の情報を把握し、毎年度その内容を国に報告するとともに、当該機関等からの検査体制の整備に向けた相談等への対応を行う。
42	Ⅲ-2-(1) 専門家や専門機関との連携 【医療調整本部】	・県と仙台市合同の調整本部で仙台医療圏の入院調整等を行ったほか、圏外保健所の調整困難事例についても対応するなど、円滑な調整を行うことができた。	79	第3部 第8章 医療 第1節 準備期（2） 1-1. 基本的な医療提供体制	◎	県は、仙台市に対して平時から地域単位での医療調整、県内の広域的な医療調整、特に配慮が必要な患者の医療調整等を医学的知見に基づき総合的に調整する県医療調整本部の体制整備等、有事の医療調整機能について総合調整を行うなど連携体制を構築する。
			83	第3部 第8章 医療 第2節 初動期（1）	◎	また、県は、仙台市及び医療機関等に対して総合調整を実施し、新型インフルエンザ等感染症に係る発生等の公表後速やかに県医療調整本部が設置できるよう準備を進める。
			83	第3部 第8章 医療 第2節 初動期（2） 2-2. 医療提供体制の確保等	◎	県は、初動期の医療提供体制の確保及び対応期における県医療調整本部の設置等を円滑に進めるよう、必要に応じて県感染症連携協議会や、病院長等会議等を開催するほか、専門家、医療機関及び関係団体等の関係機関の意見も踏まえながら医療提供体制について検討を行う。
			85	第3部 第8章 医療 第3節 対応期（2） 3-1. 新型インフルエンザ等に関する基本の対応	○	県は、仙台市等との間で入院調整が円滑に行われるよう、県医療調整本部を設置する等必要に応じて総合調整権限・指示権限を行使する。

新型コロナウイルス感染症対策に係る保健福祉部の取組（令和6年5月）  
における振り返りに関する行動計画への反映

【 資 料 2 】  
宮城県感染症対策委員会  
令和6年12月13日

※1：有識者の所属・役職は執筆当時 ※2：再掲した行動計画の記載項目はグレー網掛けで表示。

保健福祉部の取組（有識者提言、主な課題・今後の教訓）			宮城県新型インフルエンザ等対策行動計画（案）		
頁	振り返り	課題・意見等（要旨）	頁	項目	記載内容 （●政府計画と同様 ◎県独自 ○一部独自 △今後記載 ×記載しない）
47	Ⅲ-2-(2) 専門家や専門機関との連携 【病院長等会議】	・病院長等会議を通じ、危機意識の共有と病床確保につながった。	83	第3部 第8章 医療 第2節 初動期（2） 2-2 医療提供体制の確保	◎ 県は、初動期の医療提供体制の確保及び対応期における県医療調整本部の設置等を円滑に進めるよう、必要に応じて県感染症連携協議会や、病院長等会議等を開催するほか、専門家、医療機関及び関係団体等の関係機関の意見も踏まえながら医療提供体制について検討を行う。
			85	第3部 第8章 医療 第3節 対応期（2） 3-1.新型インフルエンザ等に関する基本の対応	◎ 県は、対応期の医療提供体制の確保等を円滑に進めるよう、必要に応じて県感染症連携協議会や、病院長等会議等を開催するほか、専門家、医療機関及び関係団体等の関係機関の意見も踏まえながら医療提供体制について検討を行う。
49	Ⅲ-2-(3) 保健所との役割分担や連携	・保健所の業務増大等により、地域の関係機関との連携が困難な状況もあり、保健所と医療機関や関係機関との役割分担が必要である。	103	第3部 第11章 保健 第1節 準備期（2） 1-3-2. 多様な主体との連携体制の構築	● 県は、新型インフルエンザ等の発生に備え、県感染症連携協議会等を活用し、平時から保健所や地方衛生研究所等のみならず、管内の市町村、消防機関等の関係機関、専門職団体等と意見交換や必要な調整等を通じ、連携を強化する。
51	Ⅲ-2-(4) 組織体制	・感染状況に応じた対策を実施するため、事前に必要な対策を想定し、業務毎のチームの編成や応援職員の確保を含め、体制について予め調整しておく必要がある。	101	第3部 第11章 保健 第1節 準備期（2） 1-1 人材の確保	● 県及び仙台市は、保健所における流行開始（新型インフルエンザ等感染症に係る発生等の公表）から1か月間において想定される業務量に対応するため、保健所職員、庁内の応援職員、市町村からの応援派遣、IHEAT要員、外部委託等、保健所の感染症有事体制を構成する人員を確保する。
51	Ⅲ-2-(4) 組織体制	・感染状況に応じた対策を実施するため、事前に必要な対策を想定し、業務毎のチームの編成や応援職員の確保を含め、体制について予め調整しておく必要がある。	103	第3部 第11章 保健 第1節 準備期（2） 1-4. 保健所及び地方衛生研究所等の体制整備	● 県及び仙台市は、感染経路の特定、濃厚接触者の把握等に係る積極的疫学調査、病原体の収集や分析等の専門的業務を適切に実施するために、感染症がまん延した際の情報量と業務量の増大を想定し、効率的な情報集約と柔軟な業務配分・連携・調整の仕組みを構築する。
83	Ⅲ-2-(9) 宿泊療養施設	・軽症者等宿泊療養施設については、感染が急拡大した局面での迅速な受入体制の整備や入所調整に時間を要したこと等に課題があった。マンパワーの不足を補うためにもより一層のDXによる効率化が必要である。	103	第3部 第11章 保健 第1節 準備期（2） 1-3-2. 多様な主体との連携体制の構築	● さらに、有事に、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況、病床のひっ迫状況等により、陽性者が自宅や宿泊療養施設で療養する場合には、陽性者への食事の提供等の実施や宿泊施設の確保等が必要となるため、県は、市町村や県と協定を締結した民間宿泊事業者等との連携体制を構築し、地域全体で感染症危機に備える体制を構築する。
			105	第3部 第11章 保健 第1節 準備期（2） 1-6 DXの推進	◎ 県は、これまでの新型コロナウイルス感染症対応を踏まえ、国で推進する医療DXの取組と連携し、各種対応のDXを推進し、効率的に業務を遂行できる体制づくりに努める。

新型コロナウイルス感染症対策に係る保健福祉部の取組（令和6年5月）  
における振り返りに関する行動計画への反映

【 資 料 2 】  
宮 城 県 感 染 症 対 策 委 員 会  
令 和 6 年 1 2 月 1 3 日

※1：有識者の所属・役職は執筆当時 ※2：再掲した行動計画の記載項目はグレー網掛けで表示。

保健福祉部の取組（有識者提言、主な課題・今後の教訓）			宮城県新型インフルエンザ等対策行動計画（案）		
頁	振り返り	課題・意見等（要旨）	頁	項 目	記載内容 （●政府計画と同様 ◎県独自 ○一部独自 △今後記載 ×記載しない）
87	Ⅲ-2-(10) 健康観察・自宅療養支援	・感染状況に応じた支援品の確保、購入数量の算定や賞味期限の管理、購入物資の保管場所の確保に苦慮した。複数の業者に配送を依頼できる体制の整備や生活支援品の余剰在庫を発生させない仕組みなどの検討が必要である。	121	第3部 第13章 県民生活及び県民経済の安定の確保 第1節 準備期（2） 1-6. 物資及び資材の備蓄	◎ 県は、平時から国等からの物資の受入体制や適切に物資の調達、管理、運送が実施できるよう、流通事業者及び運送事業者との連携体制の構築に努める。
93	Ⅲ-2-(11) ワクチン接種	・今後の新たな感染症発生に備え円滑な接種ができるよう、国に対し、ワクチンの安定供給や接種方針の早期提示、分かりやすい広報の積極的な実施等を引き続き求めていくことが必要である。	74	第3部 第7章 ワクチン 第1節 準備期（2） 1-5. 情報提供・共有	● 県及び市町村は、予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行うとともに、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、供給体制・接種体制、接種対象者、接種順位の在り方等の基本的な情報についてホームページやSNS等を通じて情報提供・共有を行い、県民等の理解促進を図る。
			78	第3部 第7章 ワクチン 第3節 対応期（2） 3-3-1. ワクチンの安全性に係る情報の収集及び提供	● 県は、予防接種後の副反応疑い報告で得られる情報、最新の科学的知見等によるワクチンの安全性の情報について、国から情報提供・共有を受け、県民等への適切な情報提供・共有を行う。
96	Ⅲ-2-(12) 医療物資の確保	・新興感染症を含めた感染症の発生に備え、備蓄を行う必要があり、保管場所や流通備蓄の可能性を含め検討しておくことが必要である。	117	第3部 第12章 物資 第1節 準備期（2） 1-2. 感染症対策物資等の備蓄等	○ 県は、国が定めた個人防護具について必要となる備蓄品目や備蓄水準を踏まえて、個人防護具を備蓄する。 なお、個人防護具の備蓄にあつては、塵埃、カビ防止の衛生管理や在庫管理が可能な保管場所の確保に努める。
			117	第3部 第12章 物資 第1節 準備期（2） 1-2. 感染症対策物資等の備蓄等	◎ 県は、平時から新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等に関して、国等からの物資の受入体制や適切に物資の調達、管理、運送が実施できるよう、流通事業者及び運送事業者との連携体制の構築に努める。
108	Ⅲ-3-(1) 広報・情報発信	・広報にあたっては、幅広い世代へ情報提供するとともに、障害のある方や外国人等にも配慮が必要である。 ・感染症発生初期、感染者やその家族、医療・介護従事者等に対する誹謗中傷等が発生した。 ・科学的知見を踏まえた最新かつ正しい情報について、専門家の知見等を活用した効果的でわかりやすい情報発信の手法等を検討していく必要がある。	55	第3部 第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション 第1節 準備期 1-2-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有の体制整備	● 県は、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて県民等へ情報提供・共有する内容について整理する。また、県民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、情報提供・共有する媒体や方法について整理する。
			56	第3部 第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション 第1節 準備期 1-2-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有の体制整備	◎ 県は、県民等に対して、迅速にわかりやすく正確な情報を発信する場として、記者会見の有効活用を図るための必要な体制を整備する。

新型コロナウイルス感染症対策に係る保健福祉部の取組（令和6年5月）  
における振り返りに関する行動計画への反映

【 資 料 2 】  
宮城県感染症対策委員会  
令和6年12月13日

※1：有識者の所属・役職は執筆当時 ※2：再掲した行動計画の記載項目はグレー網掛けで表示。

保健福祉部の取組（有識者提言、主な課題・今後の教訓）			宮城県新型インフルエンザ等対策行動計画（案）		
頁	振り返り	課題・意見等（要旨）	頁	項目	記載内容 （●政府計画と同様 ◎県独自 ○一部独自 △今後記載 ×記載しない）
			60	第3部 第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション 第3節 対応期（2） 3-1-3. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応	● 県は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。あわせて、偏見・差別等に関する市町村、NPO等の各種相談窓口に関する情報を整理し、県民等に周知する。
111	Ⅲ-3-(2) 感染症に関する医療従事者の確保・育成	・看護職員派遣については、いずれの病院等も人手不足による体制ひっ迫状況が続き、十分に募れない時期もあった。平時から有事を想定した事前調整、取り決めなどしておく必要がある。 ・有事の際、即時に対応できる人材確保のため、平時から研修を行うことが重要である。	81	第3部 第8章 医療 第1節 準備期（2） 1-3. 研修や訓練の実施を通じた人材の育成等	● 県は、災害・感染症医療業務従事者等の医療人材の派遣を行う医療機関との間で協定を締結するとともに、医療機関、医療人材（災害・感染症医療業務従事者を含む。）、消防機関、医療機関清掃従事者等の研修や訓練を実施し、研修や訓練の結果を国へ報告する。
135	有識者提言 公益社団法人宮城県医師会 会長 佐藤 和宏	・医療従事者に分かりやすくコロナ感染の折れ線グラフの作成や保健所ごとのグラフ等を作成したのは有効であった。	44	第3部 第2章 情報収集・分析 第1節 準備期（2） 1-1. 実施体制	◎ 県及び仙台市は、感染症対応部門、地方衛生研究所、大学等の専門家と連携した感染症情報・分析チームの整備等、サーベイランス、積極的疫学調査、国の情報収集・分析の結果等から得られる疫学情報、感染症の特徴や病原体の性状等の情報の集約、関係機関等への共有、発信を図っていく。
136	有識者提言 東北大学理事・副学長 富永 悌二	・主要病院長会議で、行政と医療機関が一堂に会して情報交換したことにより、危機感を共有し、それぞれの病院でできる限りの対応を行うようになったため、今後のパンデミックにおいても同様の対応が求められる。	83	第3部 第8章 医療 第2節 初動期（2） 2-2 医療提供体制の確保	◎ 県は、初動期の医療提供体制の確保及び対応期における県医療調整本部の設置等を円滑に進めるよう、必要に応じて県感染症連携協議会や、病院長等会議等を開催するほか、専門家、医療機関及び関係団体等の関係機関の意見も踏まえながら医療提供体制について検討を行う。
			85	第3部 第8章 医療 第3節 対応期（2） 3-1. 新型インフルエンザ等に関する基本の対応	◎ 県は、対応期の医療提供体制の確保等を円滑に進めるよう、必要に応じて県感染症連携協議会や、病院長等会議等を開催するほか、専門家、医療機関及び関係団体等の関係機関の意見も踏まえながら医療提供体制について検討を行う。
137	有識者提言 東北大学病院 病院長 張替 秀郎	・宮城県が医療調整本部を立ち上げ、主要医療機関の間で情報と方針を共有できたことが、非常に有効に機能した。	79	第3部 第8章 医療 第1節 準備期（2） 1-1. 基本的な医療提供体制	◎ 県は、仙台市に対して平時から地域単位での医療調整、県内の広域的な医療調整、特に配慮が必要な患者の医療調整等を医学的知見に基づき総合的に調整する県医療調整本部の体制整備等、有事の医療調整機能について総合調整を行うなど連携体制を構築する。
138	有識者提言 仙台市医師会 会長 安藤 健二郎	・災害医療のリーダーがチームの指揮を執ったことで、コマンド&コントロールが効いた良い組織が作られたように感じる。また、病院長会議は重要事項の決定に有効であった。	79	第3部 第8章 医療 第1節 準備期（2） 1-1. 基本的な医療提供体制	○ 県は、有事において、協定締結医療機関の確保病床数や稼働状況、病床使用率、重症者用病床使用率、外来ひっ迫状況、救急搬送困難事案数等の情報を把握し、入院や搬送等の必要な調整を実施することができるよう、コーディネーターとなる医師の支援体制等も含め体制整備を行う。

新型コロナウイルス感染症対策に係る保健福祉部の取組（令和6年5月）  
における振り返りに関する行動計画への反映

【 資 料 2 】  
宮城県感染症対策委員会  
令和6年12月13日

※1：有識者の所属・役職は執筆当時 ※2：再掲した行動計画の記載項目はグレー網掛けで表示。

保健福祉部の取組（有識者提言、主な課題・今後の教訓）			宮城県新型インフルエンザ等対策行動計画（案）		
頁	振り返り	課題・意見等（要旨）	頁	項目	記載内容 （●政府計画と同様 ◎県独自 ○一部独自 △今後記載 ×記載しない）
			83	第3部 第8章 医療 第2節 初動期（2） 2-2 医療提供体制の確保	◎ 県は、初動期の医療提供体制の確保及び対応期における県医療調整本部の設置等を円滑に進めるよう、必要に応じて県感染症連携協議会や、病院長等会議等を開催するほか、専門家、医療機関及び関係団体等の関係機関の意見も踏まえながら医療提供体制について検討を行う。
139	有識者提言 東北大学大学院 医学研究科・微生物学分野 押谷 仁	・宮城県のCOVID-19の対応方針について専門家が直接関与することがほとんどなかったことについても大きな課題であった。	44	第3部 第2章 情報収集・分析 第1節 準備期（2） 1-1. 実施体制	◎ 県及び仙台市は、感染症対応部門、地方衛生研究所、大学等の専門家と連携した感染症情報・分析チームの整備等、サーベイランス、積極的疫学調査、国の情報収集・分析の結果等から得られる疫学情報、感染症の特徴や病原体の性状等の情報の集約、関係機関等への共有、発信を図っていく。
			46	第3部 第2章 情報収集・分析 第2節 初動期（2） 2-1. 実施体制	○ 県は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、速やかに感染症情報・分析チームを活用し、当該感染症に関する情報収集・分析及びリスク評価の体制を確立する。
			46	第3部 第2章 情報収集・分析 第3節 対応期（2） 3-1. 実施体制	○ 県は、新型インフルエンザ等に関する速やかな情報収集・分析及びリスク評価を実施できるよう、感染症情報・分析チームを活用する。
139	有識者提言 東北大学大学院 医学研究科・微生物学分野 押谷 仁	・県や保健所等地域レベルでのリスクアセスメントに基づくリスクマネジメントの実施が求められる。	49	第3部 第3章 サーベイランス 第3節 準備期（2） 1-1. 実施体制	◎ また、県は、同じ感染症であっても、地域単位での流行状況が異なることに留意し、地域単位での感染症サーベイランスによるリスク評価を実施できるよう、平時から、感染症情報・分析チームの整備等、実施体制の整備に努める。
			51	第3部 第3章 サーベイランス 第3節 対応期（2） 3-2-1. 有事の感染症サーベイランスの実施	○ 県及び仙台市は、国が実施する感染症サーベイランスのほか、感染症情報・分析チームの専門家の意見等を踏まえ、必要に応じ、地域の感染動向等に応じて、独自に判断して感染症サーベイランスを実施する。
140	有識者提言 東北大学病院 総合地域医療教育支援部長 石井 正	・次の新興感染症パンデミック等においては、感染症専門家、行政、実働医療関係者（病院長等会議等）がダイレクトに議論し、実行可能かつ効果的な施策が実行できる体制を構築すべきである。	83	第3部 第8章 医療 第2節 初動期（2） 2-2 医療提供体制の確保	◎ 県は、初動期の医療提供体制の確保及び対応期における県医療調整本部の設置等を円滑に進めるよう、必要に応じて県感染症連携協議会や、病院長等会議等を開催するほか、専門家、医療機関及び関係団体等の関係機関の意見も踏まえながら医療提供体制について検討を行う。
			85	第3部 第8章 医療 第3節 対応期（2） 3-1. 新型インフルエンザ等に関する基本の対応	◎ 県は、対応期の医療提供体制の確保等を円滑に進めるよう、必要に応じて県感染症連携協議会や、病院長等会議等を開催するほか、専門家、医療機関及び関係団体等の関係機関の意見も踏まえながら医療提供体制について検討を行う。

新型コロナウイルス感染症対策に係る保健福祉部の取組（令和6年5月）  
における振り返りに関する行動計画への反映

【 資 料 2 】  
宮 城 県 感 染 症 対 策 委 員 会  
令 和 6 年 1 2 月 1 3 日

※1：有識者の所属・役職は執筆当時 ※2：再掲した行動計画の記載項目はグレー網掛けで表示。

保健福祉部の取組（有識者提言、主な課題・今後の教訓）			宮城県新型インフルエンザ等対策行動計画（案）		
頁	振り返り	課題・意見等（要旨）	頁	項 目	記載内容 （●政府計画と同様 ◎県独自 ○一部独自 △今後記載 ×記載しない）
141	有識者提言 みやぎ県南中核病院 病院長 宮崎 修吉	・支援病院のベッド確保は、県主導で後方ベッド確保の指導・推進を迅速に図って頂きたい。	79	第3部 第8章 医療 第1節 準備期（2） 1-1 基本的な医療体制	● 県が新型インフルエンザ等に係る医療提供の司令塔となり、管内の保健所とも有事の役割分担をあらかじめ整理した上で、下記1-1-1から1-1-7までに記載した相談センター、感染症指定医療機関、病床確保を行う協定締結医療機関、発熱外来を行う協定締結医療機関、自宅療養者等への医療の提供を行う協定締結医療機関、後方支援を行う協定締結医療機関、医療人材の派遣を行う協定締結医療機関等の多数の施設や関係者を有機的に連携させることにより、住民等に対して必要な医療を提供する。
142	有識者提言 仙台市立病院 院長 渡辺 徹雄	・病院長等会議の枠組みは、各々の診療体制構築に役立った。治療終了後の後方医療機関への転院等の課題も考えると、より広い範囲の医療機関が参加できる体制が望ましい。	79	第3部 第8章 医療 第1節 準備期（2） 1-1 基本的な医療体制	● 県が新型インフルエンザ等に係る医療提供の司令塔となり、管内の保健所とも有事の役割分担をあらかじめ整理した上で、下記1-1-1から1-1-7までに記載した相談センター、感染症指定医療機関、病床確保を行う協定締結医療機関、発熱外来を行う協定締結医療機関、自宅療養者等への医療の提供を行う協定締結医療機関、後方支援を行う協定締結医療機関、医療人材の派遣を行う協定締結医療機関等の多数の施設や関係者を有機的に連携させることにより、住民等に対して必要な医療を提供する。
			83	第3部 第8章 医療 第2節 初動期（2） 2-2 医療提供体制の確保	◎ 県は、初動期の医療提供体制の確保及び対応期における県医療調整本部の設置等を円滑に進めるよう、必要に応じて県感染症連携協議会や、病院長等会議等を開催するほか、専門家、医療機関及び関係団体等の関係機関の意見も踏まえながら医療提供体制について検討を行う。
143	有識者提言 大崎市民病院 院長 今泉 秀樹	・小児、妊婦、透析患者の対応について、県と関係機関の連携、指示系統がうまく機能していないと感じており、対応手順を整理する必要がある。	82	第3部 第8章 医療 第1節 準備期（2） 1-8. 特に配慮が必要な患者に関する医療提供体制の確保	○ 県は、小児や妊産婦、透析等の医療にひっ迫が生じる可能性を念頭に、広域的な感染症患者等の移送・他の疾患等の傷病者の搬送手段等について保健所、消防機関、患者等搬送事業者等との間で、平時から協議を行うほか、災害時における小児等への医療体制を想定し構築したスキームを、新型インフルエンザ等発生時に組合せて活用すること等を検討する。